

( 3 ) 出入国の公正な管理

平成 1 7 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	入国管理局			
施策等の名称	外国人の円滑な受入れ			
目 標	<b>基本目標</b>			
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。 【基準年次：平成 1 7 年 3 月 評価総括年次：平成 2 2 年 3 月】			
	<b>達成目標 1</b>			
	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。			
	<b>指標</b>	在留資格及び在留資格に係る基準の見直し、手続等の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況	<b>目標値等</b>	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現
基本的考え方	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>経済のグローバル化の進展に伴って外国との競争が激化しているほか、産業構造の変化により、より高度な専門性を有する人材を確実に確保したいという社会のニーズが高まるとともに、企業活動がより多様性を求めるようになるなど、一層柔軟な人的資源の活用が求められている。</p> <p><b>2．目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>出入国管理行政の重要な任務の一つは、国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することを目的として、我が国社会にとって有益である外国人を受け入れることにあり、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、このような外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための課題を講じる必要である。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>そこで、上記の施策に対応するため、専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れに関しては、社会情勢の変化に応じ、内外の気運の高まりが認められる分野、例えば情報通信分野における外国人労働者等について、円滑かつ適正に受け入れるための条件及び環境を確保しつつ、人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していくべく、これらの分野における外国人労働者の受入れに対応する上陸許可基準、在留資格の見直し等を行うなど、受入れ拡大について積極的に検討していく。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標の関係</b></p>			

	<p>我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現すること(達成目標)により、我が国の外国人労働者の受入れに係る社会のニーズに応え、また経済面のみならず文化面における交流を活性化させ、国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す(基本目標)ことができる。</p> <p>「外国人の円滑な受入れ」という施策については、出入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないため、入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であることから、本施策の評価においては、平成17年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標として分析している。</p>
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>1 我が国の経済状況の変化に伴う専門的、技術的分野における労働(特に外国人)の需要の変動</p> <p>2 諸外国の経済状況の変化に伴う専門的、技術的分野における労働力の供給の変動</p> <p>なお、上記1及び2は、各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
<b>測定方法等</b>	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成17年度の政策評価に当たっては、達成目標の実現に向けて講じた施策の内容及び実施状況を指標とし、これらの状況を分析することにより、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
<b>評価の内容</b>	<p>1. 平成17年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 構造改革特別区域法による入管法の特例措置等</p> <p>ア 外国人研究者受入れ促進事業</p> <p>近年の産学連携の強化等により、質の高い研究開発の推進及び当該研究開発の成果を実用化し創出された新規事業による産業及び経済の活性化を図る地域が増加している。平成15年4月1日より、このような地域においては、海外の優秀な研究者に対する需要及び来日した外国人研究者の成果により、新規事業が創出され、地域及び国の経済活性化の起爆剤となることへの期待が高まっており、こうした動きを背景に、構造改革特別区域(以下「特区」という。)内に所在する研究施設等において、研究活動や当該研究活動と併せて経営活動を行おうとする外国人研究者については、「特定活動」の在留資格を付与することを可能とし、特例措置として、在留期間の上限を最長3年から5年に伸長する措置を講じてきた。</p> <p>特区において、規制が緩和されている特例措置については、特段の問題がないと判断された場合には、速やかに全国規模の規制改革につなげ</p>

ることとされているところ，本特例措置については，平成16年度上半期において適用状況の調査を行い，その結果，弊害がないと判断されたことから，平成16年9月10日，構造改革特別区域推進本部決定において，全国展開を行うことが決定され，平成18年3月7日に，本特例措置等を全国において実施するための規定の整備を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（以下，「改正入管法」という。）を第164回国会に提出した。

#### イ 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

平成15年10月から，特区内の事業所において活動する情報処理技術者について，在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置を講じてきた。

本特例措置については，平成16年度下半期において適用状況の調査を行い，その結果，弊害がないと判断されたことから，平成17年2月9日，構造改革特別区域推進本部決定において，全国展開を行うことが決定され，平成18年3月7日に，本特例措置等を全国において実施するための規定の整備を内容とする改正入管法を第164回国会に提出した。

#### ウ 外国人教授に関する在留期間の伸長

平成17年10月21日，構造改革特別区域推進本部決定において，全国において実施する規制改革事項として，大学等で研究，研究の指導又は教育活動を行う外国人教授について，在留期間の上限を3年から5年に伸長することとし，平成17年度中に措置を講ずることが決定され，平成18年3月7日に，入管法の在留資格「特定活動」として規定することを内容とする改正入管法を第164回国会に提出した。

#### エ 企業内転勤に関する在留資格の要件緩和

平成16年4月から，本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し，地方公共団体等がその所有施設を事業拠点として提供する場合には，当該企業の職員に対し，入国時から「企業内転勤」の在留資格を付与する「外国企業支店等開設促進事業」を実施していたところ，本特例措置については，平成16年度下半期において適用状況の調査を行い，その結果，弊害がないと判断されたことから，平成17年2月9日，構造改革特別区域推進本部決定において，全国展開を行うことが決定され，同年9月から全国で実施している。

さらに，本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し，地方公共団体等が助成の対象として指定する等した施設を事業拠点として提供する場合においても，一定の要件の下，当該企業の職員に対し，入国時から「企業内転勤」の在留資格を付与する「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」を平成18年1

月から実施している。

#### オ その他の措置

平成15年4月1日から、特区内の特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請処理優先事業及び特定事業等に係る永住許可の弾力化の措置を講じ、平成17年度においても引き続きこれらの措置を実施した。

#### (2) 永住許可要件のガイドライン化

5年以上の在留実績がある外国人で我が国への貢献が認められ永住が許可された事例及びこれが認められず不許可とされた事例を法務省のホームページにおいて公開するとともに、平成17年3月31日、永住許可要件の「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページで公表し、永住許可要件の明確化を図る措置を講じた。平成17年7月1日及び平成18年1月1日に事例を追加したほか、平成18年3月31日に「我が国への貢献」に関するガイドラインを改正し、さらに永住許可に関するガイドラインを新設し、永住許可の一般的要件も公表した。

#### (3) 外国人医師、看護師の受入れに係る就労制限の緩和

平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を受け、平成18年3月30日、医師の就労制限の撤廃、看護師の就労制限の緩和(看護師の業務に関する学校等を卒業又は終了後4年以内とされている研修期間を、看護師の免許を受けた後7年以内に延長)等を内容とする出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成18年法務省令第29号)を公布し、同日から施行した。

#### (4) 外国人経営者の在留資格基準の明確化

平成17年3月24日の内閣府市場開放問題苦情処理対策本部の「市場開放問題についての対応について」を受け、平成17年6月13日、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(平成17年法務省令第74号)を公布し、同年6月30日から施行し、「投資・経営」の在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請等における提出資料に「投資額を明らかにする資料」を加えた。

さらに、平成17年8月に策定・公表した「外国人経営者の在留資格基準の明確化について」の中で、事業所の確保については、短期間賃貸スペース等を利用したり、容易に処分可能な屋台等を利用したりする場合は、要件に適合しているとは認められないこと、事業所が賃貸物件である場合には、使用目的が事業用、店舗、事務所等事業目的であることを明らかにすること等の賃貸契約における留意点を公表した。また、事業の継続性については、単年度の決算状況を重視するのではなく、直近二期の決算状況によるとする判断基準を示した。

#### (5) 在留資格認定証明書交付手続の迅速化

企業活動の国際化，複雑化に伴い，高度な技術を有する外国人の雇用や企業内における転勤が増加し，これらについて迅速な手続が求められている。こうした企業のニーズを踏まえ，平成16年3月から，問題のない優良な企業については，在留資格認定証明書交付申請に係る手続の迅速化・簡素化措置を講じ，平成17年度においても引き続き同様の措置を講じた。

#### (6) 航空機操縦者に係る就労制限の緩和

「技能」の在留資格に係る基準省令において，航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む操縦者に係る飛行経験の要件を定めているところ，当該飛行時間は大型航空機の機長レベルに合わせたものであり，今後，空港の拡張や中型機等の需要の拡大が見込まれるなどの航空業務を取り巻く環境の変化に伴い，その専門性の高さを考慮した上で，操縦者を受け入れるための所要の規定を整備することとし，平成17年9月28日，出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年法務省令第95号）を公布し，同年10月1日から施行した。これにより，航空法に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事する者については，現行の飛行経験の要件を「2,500時間以上」から「1,000時間以上」とした。

## 2. 評価結果

(1) 改正入管法により，特区において認められている外国人情報処理技術者及び外国人研究者受入れ促進事業並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等については，在留期間の上限を3年から5年に伸長する特例措置等を全国において実施するための規定の整備を行ったことで，専門的，技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた（改正入管法は，平成18年5月17日に可決・成立し，同月24日公布され，上記規定は11月24日から施行される。）。

永住許可要件のガイドラインをホームページに公表し，明確化・透明化等を図り，我が国で長期間活動することを希望する専門的，技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。

外国人医師，看護師に係る在留資格の基準省令の改正により，新たに我が国への入国を認められる外国人医師，看護師等の範囲が拡大し，医療分野における専門的，技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。

これらの施策は，専門的，技術的分野の外国人労働者の受入れに資することから，国際協調及び国際交流を通じた我が国社会の健全な発展を目指すことについて有効な方策である。

(2) 企業活動の一層の多様化等に対応するため，今後とも，我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極め，不法滞在の防止に留意しつつ，社会のニーズ等に応える外国人の円滑かつ適正な受入れを図るための

	施策を実施していく必要がある。
見直しの有無	なし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。 【基準年次：平成 17 年 3 月 評価総括年次：平成 22 年 3 月】		
	<b>達成目標 2</b>		
	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		
<b>指 標</b>	適正な管理を確保した上での手続等の一層の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況、研修生等の適正な在留の把握や指導の状況	<b>目標値等</b>	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>我が国が実施している研修・技能実習制度は、開発途上国へ効果的な技術移転を図り、これらの国々の経済発展を担う人づくりに協力・貢献することが先進国である我が国の責務であるとの観点から、社会の各方面の期待を担って創設、運営されてきたものであり、制度のより一層の充実を図る必要がある。</p> <p>しかし、同制度が定着・発展を見る一方で、研修生・技能実習生の研修・技能実習実施先からの失踪等様々な問題が発生し、その背景には受入れ機関及び研修生等関係者が研修・技能実習制度の趣旨を十分に理解していないことが挙げられる。</p> <p>また、技能実習制度へ移行可能な職種が限定されているため、技能実習により更に高度な技術の修得を希望する研修生や、研修生を受け入れて技術を修得させることにより海外における事業展開の基礎を築きたいとする受入れ機関の要望に十分に答えられていないとの指摘もある。</p> <p><b>2．目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>上記の課題に対応するため、適正な管理を確保した上での手続等の一層の簡素・合理化など、円滑・適正な入国・在留の実現及び研修生等の適正な在留の把握・指導が必要である。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>そのため、関係省庁とも連携の上、受入れ機関及び研修生等関係者に対する指導・啓発、技能実習移行対象職種（注）の拡大等により、研修及び技能実習制度の一層の適正化及び充実を図る。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標の関係</b></p> <p>研修生・技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現すること（達成目</p>		

	<p>標)により,我が国の国際協調と国際交流を増進し,我が国社会の健全な発展を目指すこと(基本目標)ができる。</p> <p>「外国人の円滑な受入れ」という施策については,出入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないため,入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であることから,本施策の評価においては,平成17年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標として分析している。</p> <p>(注)技能実習移行対象職種</p> <p>技能実習移行対象職種は,その対象技能が客観的に評価ができるものであって,かつ,研修生送出国のニーズに合致するという要件を満たさなければならない。技能の評価は,職業能力開発促進法で定められている技能検定や,国際研修協力機構が認定した評価システムの試験によっている。</p>
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>我が国及び諸外国の経済状況の変化による外国人研修生,技能実習生の受入れ希望機関数の変動</p> <p>なお,上記は我が国及び諸外国の経済状況の変化により,目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
<b>測定方法等</b>	<p>1.測定時期:平成18年3月31日</p> <p>2.測定方法等</p> <p>平成17年度の政策評価に当たっては,達成目標の実現に向けて講じた施策(構造改革特別区域(以下「特区」という。)による特例措置,「いわゆる団体監理型」研修における実態把握等)の実施状況を指標とし,これらの実施状況を分析することにより,研修生・技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
<b>評価の内容</b>	<p>1.平成17年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1)研修・技能実習制度の適正化</p> <p>研修・技能実習制度の趣旨については,研修生・技能実習生自身,日本側受入れ機関及び外国側送出機関がそれぞれに正しく認識することが必要であることから,研修事業主体となる団体及びその傘下企業や研修生に対して,研修会等を通じて制度の趣旨・目的の周知・徹底を図った。</p> <p>(2)「いわゆる団体監理型」研修における実態把握等</p> <p>いわゆる団体監理型(受入れ企業と派遣機関との間に取引関係等はないが,商工会・協同組合等の団体が監理することで受入れが認められている研修)による研修生受入れ,とりわけ研修実施体制等が疑問視されている広域でかつ異業種の中小企業団体及び同団体の傘下機関である研修生受入れ機関等について実態調査を実施した結果,研修生の所定時間外の活動,名義貸し及び研修計画の齟齬等不適切な研修・技能実習事案が判明し,計180機関に対して不正行為の認定を行った。</p> <p>(注)不正行為と認定された受入れ機関は,上陸許可基準の要件に適合しない</p>

ことになり、認定後3年間、研修生を受け入れることができない。

### (3) 外国人研修生受入れによる人材育成事業

平成15年10月1日から、特区内に所在する所要の要件を満たす事業所において、実務研修を含む研修を受けようとする外国人研修生につき、その受入れ人数枠を拡大する特例措置を講じ、平成17年度においても引き続き当該措置を実施した。

なお、特区において規制が緩和されている特例措置については、特段の問題がないと判断された場合には、全国展開を行うこととされているところ、本特例措置については、平成16年度下半期に引き続き、17年度下半期においてもその適用状況の調査が実施されたが、16年度下半期の調査の際、本特例措置の適用を受けている特区において研修生を単純労働者として活用していると疑われる事例や研修生の人権を侵害する事例など研修生受入れ機関に問題のある事例が散見されたことを受け、当該特区の運営主体である地方公共団体に不正行為等の防止を指示したにもかかわらず、17年度下半期の調査においても、再度、受入れ機関が研修生等の外国人登録証明書を保管していた事例や技能実習生を他企業で就労させていた事例等、不適正な事例が確認された。この結果、平成18年2月15日の「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」において、引き続き不正行為等の発生に対する予防措置の実施方法の改善を行うとともに、必要に応じて更なる予防措置を講じた上で、同年下半期に再度評価を行うことが決定された。

### (4) 再研修及び交替制による研修のガイドライン化等

平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を受け、平成18年3月17日に、上記交替制による研修及び再研修に係るガイドライン及び事例を法務省ホームページに公表した。

同ガイドラインでは、交替制による研修については、日本人従業員の代替として研修生に従事させるなどのおそれが全くないこと、深夜(22時から5時まで)に研修が実施されることがないこと、当該研修が研修指導員が勤務する時間帯に行われるものであることなどを、再研修については、より上級の又は関連する技術、技能等の修得を目的とする再研修であること、前回研修で学んだ技術等が母国において活用されていることなどを掲げている。

## 2. 評価結果

- (1) 「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施して、不正行為認定を行うことにより、研修・技能実習生の適正な入国・在留の実現に努めている。また、特区において、外国人研修生受入れによる人材育成事業により、研修生の人数枠に関して、特例措置を講じてい

	<p>るが、本特例措置の適用状況について調査を行うことを通じて、研修生・技能実習生の在留状況について適正化を図ることができた。</p> <p>(2) 交替制による研修及び再研修に係るガイドライン及び事例を法務省ホームページに公表したことにより、再研修及び交替制研修が認められる基準の周知徹底が図られ、研修制度の適正化を図ることができた。</p> <p>(3) これらの施策により、研修制度の適正化が図られ、国際協調、国際交流の観点から有効である。今後とも、一層の国際交流等の観点から、研修生等の円滑かつ適正な入国・在留を実現するための施策を実施していく必要がある。</p>
見直しの有無	なし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。 【基準年次：平成 17 年 3 月 評価総括年次：平成 22 年 3 月】		
	<b>達成目標 3</b>		
	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図る。		
<b>指標</b>	留学生等の受入れ促進のための施策や文化、スポーツ等を通じた交流促進のための施策の内容及び実施状況、留学生等の適正な在留の把握や指導の状況	<b>目標値等</b>	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>学術・文化・青少年交流は、いずれも国際社会における相互理解、協調意識の醸成に役立つものであり、次の時代の国際交流を担う外国人の青少年を我が国の理解者にするには、今後の我が国の国際的な発展（国際協調と国際交流の増進）の大きな力となるものである。特に、将来我が国及び母国における活躍が期待される留学生、就学生については、その受入れを一層積極的に図っていくことが望ましい。また、このような観点から、関係省庁と協力し、スポーツ、イベント、ワーキングホリデー制度（二国間の協定に基づき、一定期間休暇を過ごすことを目的として在留する青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に報酬を受ける活動を認める制度）を通じた交流を支援するため、これらの分野における外国人を積極的に受け入れる必要がある。</p> <p>他方、留学生、就学生の中には我が国で就労を目的として入国する者が少なくないほか、教育機関による学生の在籍管理が不十分なため、留学生、就学生が学業を継続できなかつたり、専らアルバイトを行っている等の問題も生じている。</p> <p><b>2．目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>上記の課題に対応するため、留学生等の受入れ促進のための施策や文化、スポーツ等を通じた交流促進のため、留学生等の適正な在留の把握や指導が必要である。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>そのため、関係省庁と協力の上、入管法令等による外国人学生の受入れの在り方の改善と留学生を受け入れる学校側の教育環境の整備等を通じて、その積極的な受入れを行っていくとともに、経費支弁能力に関する厳格な審査の実施等により、外国人学生の在留の適正化を図る。</p>		

	<p><b>4. 基本目標と達成目標・指標の関係</b></p> <p>留学生，就学生等の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ること（達成目標）により，国際協調と国際交流を増進し，我が国社会の健全な発展を目指すこと（基本目標）ができる。</p> <p>「外国人の円滑な受入れ」という施策については，入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものでないため，入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であることから，本施策の評価においては，平成17年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標として分析している。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>1 国際情勢の変化に伴う海外渡航者数の変動</p> <p>2 我が国の経済状況の変化による受入れ機関数の変動</p> <p>なお，上記1及び2は各国の経済状況の変化により，目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成18年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成17年度の政策評価においては，達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況（「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化のための措置，教育機関に対する指導等）を指標とし，これらの実施状況を分析することにより，学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否か評価する。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成17年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>（1）留学生，就学生受入れに係る適正化等の措置</p> <p>ア 「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化</p> <p>近年，不法残留者が再び増加する傾向にあり，また，留学生，就学生による犯罪が社会問題となっていることなどの状況を踏まえ，平成15年11月から留学生及び就学生に係る在留資格認定証明書交付申請について，真に勉学を目的とし，その意思，能力を有するほか，経費支弁能力を有するかにつき，厳格な審査を行うこととし，平成17年度においても引き続き同様の審査を行って適正化を図った。</p> <p>イ 教育機関に対する指導</p> <p>一部の教育機関において，学生の選抜に当たって勉学意欲の確認が十分に行われていないことや，学生の所在やアルバイト先を把握していないため，学業がおろそかになるなど，在籍管理が不十分である等の問題が見受けられたことから，問題のあると認められた教育機関に対して，教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局にこれら教育機関の関係者の出頭を求め，学生の選抜方法や在籍管理についての改善・徹底を求め注意・指導を行った。</p> <p>（2）構造改革特別区域基本方針等を受けた対応</p>

## ア 夜間大学院留学生受入れ事業

在留資格「留学」に係る上陸許可基準を定めた省令においては、「専ら夜間通学又は通信により教育を受ける」ものではないことを上陸許可基準に定めているが、構造改革特別区域（以下「特区」という。）で、夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生については、学籍管理が徹底されている場合には、当該上陸許可基準を適用しないこととし、平成15年8月29日、法務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその特定事業を定める省令を制定し、夜間大学院においても外国人留学生を受け入れる措置を講じてきた。

特区において、規制の緩和がされている特例措置については、特に弊害等の問題がないと判断された場合には、速やかに全国展開を図ることとされており、平成17年2月9日、構造改革特別区域推進本部決定により、本措置については、平成17年度中に全国展開することが決定され、平成18年3月30日、夜間大学院留学生受入れ事業を全国において実施するため、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成18年法務省令第29号）を公布し、同日から施行した。

## イ 就職内定を得た留学生が卒業後就職するまでの滞在を容認する措置

卒業前から継続して就職活動を行い、卒業後にも就職活動を行う留学生については、大学からの推薦がある場合には、在留資格「留学」から「短期滞在」への在留資格変更を許可し、最長180日間滞在すること等を可能とする措置を講じている。

特区の第6次提案における地方公共団体からの提案において、本邦では、企業の入社時期が4月からが一般的であることから、大学等を卒業後、翌年の4月から就職が内定しているものについては、現行の取扱いでは在留を継続できないとの指摘があったことから、卒業後、就職活動を行い、就職が内定した場合については、採用されることが明記されている文書の提出があれば、就職するまでの在留を認めることとし、平成18年3月から実施している。

## 2. 評価結果

(1)「留学」の不法残留者が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格認定証明書交付申請等について、審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。これらの施策により、留学生、就学生について、真に我が国において学ぼうとする学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたものとする。

(2)平成17年度においては、在留資格「留学」に係る基準省令を改正し、

	<p>特区における特例措置である夜間大学院留学生の受入れ事業を全国において実施したことにより、今後学術交流の更なる進展に資することが考えられる。</p> <p>(3) 以上のとおり、達成目標である学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものとするが、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。</p>
見直しの有無	なし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 17 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局																														
<b>施策等の名称</b>	好ましくない外国人の排除																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4"><b>基本目標</b></td> </tr> <tr> <td colspan="4">我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【基準年次：平成 17 年 3 月 評価総括年次：平成 22 年 3 月】</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><b>達成目標</b></td> </tr> <tr> <td colspan="4">平成 20 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。(注)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"><b>指標 1</b></td> <td style="width: 40%;">我が国における不法滞在者数 (推計値)</td> <td style="width: 10%;"><b>目標値等</b></td> <td style="width: 40%;">5 年間で不法滞在者数の半減</td> </tr> <tr> <td><b>指標 2</b></td> <td>厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況</td> <td><b>目標値等</b></td> <td>効果的な不法滞在者対策の実施</td> </tr> </table>			<b>基本目標</b>				我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。				【基準年次：平成 17 年 3 月 評価総括年次：平成 22 年 3 月】				<b>達成目標</b>				平成 20 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。(注)				<b>指標 1</b>	我が国における不法滞在者数 (推計値)	<b>目標値等</b>	5 年間で不法滞在者数の半減	<b>指標 2</b>	厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	<b>目標値等</b>	効果的な不法滞在者対策の実施
<b>基本目標</b>																															
我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。																															
【基準年次：平成 17 年 3 月 評価総括年次：平成 22 年 3 月】																															
<b>達成目標</b>																															
平成 20 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。(注)																															
<b>指標 1</b>	我が国における不法滞在者数 (推計値)	<b>目標値等</b>	5 年間で不法滞在者数の半減																												
<b>指標 2</b>	厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	<b>目標値等</b>	効果的な不法滞在者対策の実施																												
	<p>(注) 基本目標は，平成 17 年 3 月策定の第 3 次出入国管理基本計画に基づき設定しており，他方，達成目標は，「不法滞在者を，今後 5 年間で半減させ」ることを目標とした平成 15 年 12 月の犯罪対策閣僚会議における決定（「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」）に基づき設定しており，それぞれ目標年次が異なる。</p>																														
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>近年，国際的な犯罪組織の暗躍等により，我が国において外国人の関与する各種の犯罪が多発しており，また，入管法違反者の多くは不法就労に従事しており，これらの者を不法就労させる事業主が，賃金搾取など我が国の労働関係法規等を遵守しなかったり，事業主やブローカーが不法就労者に売春を強要したりするなど人権上の問題を生じさせるケースも見られる。</p> <p>また，不法残留者数（注）は近年漸減傾向にあるが，依然としてその数は高水準にあるばかりか，不法就労期間も長期化傾向にあり，さらに，我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり，その不法就労行為は，適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず，我が国の社会，経済，治安等に悪影響を及ぼしている。</p> <p><b>2. 目的・意図（当該施策の必要性）</b></p> <p>出入国管理行政の重要な役割の一つは，外国人の適正な入国・在留を確保することにより，我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており，在留資格を有することなく我が国に不法に在留している外国人についてはこれを排除し，入管法違反者の減少を図らなければならない。</p> <p>そこで上記の諸情勢にかんがみ，出入国管理行政においては，この問題に従前にも増して強力に取り組んでいく必要がある。</p>																														

	<p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、不法滞在外国人の背後で暗躍・関与が認められるブローカー等を処罰するため、警察機関に不法就労助長罪の積極的な活用を求めるなどし、また、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな入管法違反者の入国を防止するため、高性能の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し、偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどの水際対策を推進していくこととしている。</p> <p><b>4．基本目標と達成目標・指標との関係</b></p> <p>このような施策を通じて不法滞在者数を半減すること（達成目標）により、外国人の不正な入国及び在留を抑止し、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す（基本目標）ことができる。</p> <p>（注）不法残留者数は、我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も我が国に滞在している者の数であり、入国管理局において把握している。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>特になし</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p><b>1．測定時期：</b>平成18年3月31日</p> <hr/> <p><b>2．測定方法等</b></p> <p>平成17年度の政策評価においては、目標達成に向けた施策の実施状況（入管法違反外国人の集中摘発、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施、入国審査時における偽変造文書発見体制の強化等）及び我が国における不法残留者数を指標とした。</p> <p>これらの指標を分析することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。</p> <p>なお、我が国における不法残留者数は結果指標として導入するものであるところ、評価に当たっては、単に数値の増減のみをもって評価を行うものではない。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p><b>1．平成17年度に講じた施策（実施状況）</b></p> <p>（1）出入国管理及び難民認定法の一部改正</p> <p>密入国議定書の締結に伴い、不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等に関する罰則規定を新設し、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金・任意的併科とし、営利目的を伴う場合には、法定刑</p>

を5年以下の懲役又は500万円以下の罰金・必要的併科とすることとし、旅券法上の旅券及び渡航書の不正受交付罪等及び入管法上の乗員手帳及び再入国許可書等の不正受交付罪等により刑に処せられた者を退去強制することができることとした。

また、運送業者に対して旅券等の確認義務を負わせるとともに、有効な旅券等を所持しない外国人を搭乗させた運送業者に対する罰則規定（50万円以下の過料）を設けることとした。

## （2）積極的な摘発，円滑な送還の実施等

### ア 摘発体制の強化

入国管理局では、不法滞在外国人の定着化を防止しつつ減少を図るとの基本方針の下、東京、大阪及び名古屋の各入国管理局に調査部門を設置し、常時摘発可能な体制を構築するとともに、平成15年度には新宿歌舞伎町に入国管理局として初めての摘発専従型の出張所を開設し、平成16年度は首都圏を管轄する東京入国管理局に摘発方面隊を設置し、不法滞在者が特に集中する地域において方面別の摘発体制を執ってきたところ、これらに加え、平成17年度は名古屋入国管理局に摘発方面隊を設置し、首都圏から中部地方にかけてのいわゆる東海ベルト地帯における摘発体制を整備するなどして摘発効果の向上を図ることができた。

### イ 入管法違反外国人の集中摘発の実施等

入国管理局では、平成7年度以降、年間複数回の全地方入国管理局における一斉摘発や首都圏等における集中摘発を実施し、入管法違反外国人の積極的な摘発を行っている。

平成17年度においても、警察等関係機関と連携しつつ、全国的な規模で不法滞在者が集中する地域や繁華街を中心に摘発するとともに、平成17年10月11日から同月28日及び平成18年1月16日から2月3日までの間、近畿・東海地区において集中摘発を実施した結果、合計1,305人の入管法違反者を摘発した。

### ウ 入管法第65条の活用拡大

平成15年10月から東京入国管理局と警視庁との間で、入管法第65条に基づく身柄引取りの運用拡大を実施したことにより、同年における全国の同引取り総数は1,539人であったが、16年には4,342人と大幅に増加し格段の成果を上げているところ、さらに17年においては、その他の地方入国管理局においても、受入体制を整備しつつ順次運用拡大を開始し、同年9月1日をもってすべての都道府県警察について運用を実施するに至った。これにより同年における全国の入管法第65条に基づく身柄引取り総数は、前年比1,329人増の5,671人となった。

## エ 出頭申告の促進

不法滞在者の自発的な出頭を促進するため、平成16年12月から自ら入国管理局に出頭した外国人で一定の要件に該当する場合については、簡易な手続で出国し、かつ、上陸拒否期間も短縮された出国命令制度が導入されたところ、同年12月から17年12月までに帰国を希望して出頭した者の合計は19,336人となった。

## オ 円滑な送還

不法滞在者の送還に当たっては、国籍国に対して帰国用旅券の早期発給を求めるなど円滑な送還の実施に努めたほか、東京入国管理局では、不法滞在者を半減させるため、摘発方面隊による積極的な摘発及び入管法第65条に基づく身柄引取りを実施しているが、首都圏を管轄する同局の収容能力を補い、摘発を強力に支援する効率的な送還体制を構築するため、成田空港支局においては、収容定員を48名から350名に拡充する収容場改修工事を行い、引き続き被収容者の処遇送還体制の整備を図っている。

### (3) 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成17年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じて啓発等の広報を行った。

また、平成17年5月には、政府の「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、外国人労働者問題に関する国民の理解の促進が図られているところ平成16年度に引き続き、警察庁、厚生労働省、法務省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」は、経済4団体に対し、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。

### (4) 水際対策の実施

#### ア 偽変造文書対策の強化

出入国審査時における偽変造文書対策を一層強化するため、平成11年4月東京入国管理局成田空港支局に、平成12年4月大阪入国管理局関西空港支局に偽変造文書対策室をそれぞれ設置し、平成17年2月の中部空港開港と同時に名古屋入国管理局中部空港支局にも対策室を設置し、また、これらの組織を拠点として、全国の空海港で出入国審査において行使された旅券等の文書鑑識のほか、入国審査官、入国警備官に対する文書鑑識研修を実施し、職員の鑑識能力の向上を図ってきたところ、平成17年度においては、出入国の管理に関する情報の収集、整理、分析及び文書鑑識に関する業務の能率的な遂行のためにこれを所掌する職

として、法務省入国管理局総務課に出入国情報分析官を設置し、情報収集分析体制のさらなる強化を図った。

#### イ 出入国審査体制の強化

事前旅客情報システム(A P I S)及び2次的審査(セカンダリ審査)の導入に伴い、これらの業務に対応するため、成田空港支局に46人、関西空港支局に12人及び中部空港支局に6人の入国審査官の増員を措置し、一層強力な出入国審査業務体制を構築した。

#### ウ パトロールの強化

我が国において空港内のトランジットエリアを悪用し、米国等第三国への不法入国を試みる者及び第三国への不法入国を試みる者を幫助する者が後を絶たず、これらの者に対する厳格な取扱いが、国際組織犯罪、テロ対策上喫緊の課題となっていることから、平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化しているところ、平成17年度においては、平成17年2月に開港した中部空港においても実施し、引き続き同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。

## 2. 評価結果

- (1) 平成17年度は、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な出入国審査の実施など、総合的な不法就労等外国人対策を行った結果、平成18年1月1日現在の本邦における不法残留者数は193,745人と前年同期に比べ13,554人(6.5%)減少し、10年前の平成9年5月1日現在と比べ89,241人(31.5%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、有効的な不法滞在者対策を実施することができたものとする。

#### 不法残留者総数の推移

平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552

平成16年	平成17年	平成18年
219,418	207,299	193,745

- (2) 全国の空港等に高性能の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、偽変造文書発見件数は、過去5年間では毎年2,500件を超え、平成17年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は2,622件であり、新たな入管法違反者の入国阻止等好ましくない外国人の排除に有効であったものとする。
- (3) 平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な

	<p>事案の発見・防止を図っている。その結果、トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数は、成田空港においては、平成16年は260人であったのが、平成17年には前年を91人上回る351人となったほか、関西空港においても平成17年に70人となった。また、平成17年2月に開港した中部空港においても同年中に15人に対して退去強制手続を執った。</p>
見直しの有無	なし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	



